

# 日本眼科学会によるオルソケラトロジー講習会要項

## 1. 講習会の実施について

1) 日本眼科学会は、オルソケラトロジー講習会(以下「講習会」という。)を日本眼科学会総会および日本臨床眼科学会において実施し、要件を満たす受講者に対して受講証を発行する。

2) 日本眼科学会は、下記の開催資格要件のいずれかを満たす学会(団体)が企画した講習会を審査し、内容が適切であれば、これを指定講習会として認定する。指定講習会はこれを企画した個々の学会(団体)が実施し、要件を満たす受講者に対して受講証を発行する。開催日時は主催学会(団体)の裁量において定め、日本眼科学会から費用負担はしないものとする。なお、指定講習会に対して日本眼科学会の指定番号を付ける。

### ◆指定講習会の開催資格要件

- ① 日本学術会議の指定協力学術研究団体
- ② 会員300名以上(会員は日本眼科学会会員が7割以上を占める)を有し、将来日本学術会議の指定協力学術研究団体に申請予定の学会
- ③ その他 日本眼科学会理事長から委嘱を受けた学術集会

3) 講習会および指定講習会は、眼科専門医および眼科医療従事者に開放されるが、受講証の発行は眼科専門医に限られる。

## 2. 受講時間の設定について

2時間の受講時間を設定するものとする。

## 3. 講義の内容について

講義はオルソケラトロジー診療に必要な基礎的および臨床的知識を盛り込み、インフォームド・コンセントや合併症などについても十分な解説を行うこと。

## 4. 受講証について

当該講習会実施学会は、講習終了後、眼科専門医に対して受講証(別紙様式見本)を発行する。

## 5. 受講証の有効期間について

受講証の有効期間は5年とし、5年に1回受講しなければならない。



注記： なお、厚生労働省承認済オルソケラトロジーレンズに関する講習については、医療機器会社が独自に開催し、その会社が受講証を発行するものとする。

以上

平成21年7月3日